

秋田県いじめ問題対策審議会運営規則

平成28年12月26日

秋田県いじめ問題対策審議会決定

秋田県いじめ防止対策推進条例第28条の規定に基づき、秋田県いじめ問題対策審議会運営規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 秋田県いじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、秋田県いじめ防止対策推進条例に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

第二条 会長は、審議会の会議を公開しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第三条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。